

追加募集

令和2年度特産品開発事業補助金の申請受付について

嘉麻市内で生産される農林畜産物を使用・加工・製造されたもので、嘉麻市の魅力発信に寄与する特産品の開発について、補助金制度を設けています。

☆『特産品』とは…

嘉麻市内で生産される農林畜産物又はこれを使用し加工若しくは製造されたものであって、嘉麻市の魅力の発信に寄与するものをいう。(交付規程第2条)

対象者

- ・市内に住所を有する個人
- ・市内に住所を有する者が構成員となる団体
- ・市内に事業所を有する法人

補助の対象となる事業

- (1) 新規に特産品を開発し商品化する事業
- (2) 既存の商品を改良し商品化する事業

補助の対象となる経費

- (1) 特産品の開発又は改良を行うための研修、調査、試作等に要する経費
- (2) 商品のパッケージ、ラベル等の作製に要する経費
- (3) 商標登録に要する経費
- (4) 特産品の販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費

補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、上限が50万円

※補助金の交付を受けた年度以降に、補助金の交付を受けて開発した特産品に限り、75万円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度として補助金を申請することができます。

申請に必要な書類

- ・嘉麻市特産品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・事前アンケート
- ・個人の場合は住民票、団体の場合はその代表者の住民票、団体の規約及び構成員名簿、法人の場合は法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・市税等に未納がないことの証明書
- ・既に補助金の交付を受けている場合は、嘉麻市特産品開発事業補助金交付決定通知書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金交付の決定

審査委員会の意見をきいたうえで、交付の可否を決定します。

実績報告

事業が完了した申請者は、次に掲げる資料を提出してください。

- 嘉麻市特産品開発事業補助金実績報告書（様式第5号）
- 事業実績報告書
- 収支決算書
- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 事後アンケート
- その他市長が必要と認める書類
- 嘉麻市特産品開発事業補助金請求書（様式第7号）

注意点

- ①原則、補助金の交付は、補助事業完了後、実績報告書が提出された後になります。
- ②補助事業の内容等が変更になった場合は、届出が必要です（様式第3号）
- ③令和2年度中に事業を完了する必要があります。
- ④申請者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、これらの帳簿及び書類を、5年間保管しなければなりません。
- ⑤必要に応じ、補助対象事業の実施状況及びその結果の公表をしていただきます。

申請期間

令和2年8月3日（月）から令和2年9月15日（火）まで

（土日祝日を除く、8：30～17：00）（郵送の場合は当時消印有効）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

【送付先】〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180番地 1

嘉麻市役所 産業振興課 商工係

問い合わせ先

嘉麻市役所 産業振興課 商工係（42-7450）